

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 1 1 月定例会 )

平成29年11月8日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 浅 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地の客土事業に係る届出について

報告第3号 農用地の廃土処理事業に係る工事完了届出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、日々お忙しい中会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、7月から依頼しておりました農地の利用状況調査につきましては、お仕事等で大変な中ご協力いただきまして、ご苦勞様でございます。

この利用状況調査がこれから先の勝浦市の農地の礎となっていくという訳で、普段行ったこともないようなところにも足を運んでいただきまして、大変ありがとうございました。

それと併せて、先般の茂原での長生・夷隅郡合同のブロック別研修会についてもご参加いただきお疲れ様でございました。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成29年勝浦市農業委員会11月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、7番藤江義博委員及び8番滝口裕都委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

日程第2、議案を上程いたします。

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は浜行川の田、1筆、1、262平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数250枚、発電量49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年1月31日で、資金計画は自己資金のほか融資によるもので、残高証明書及び融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は自然エネルギーの重要性・必要性を認識しその普及に貢献したく事業を計画したとし、譲渡人は譲受人の設置計画に同意するとして申請がなされたものであります。

申請位置は、行川アイランド駅の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

昨日11月7日、現地調査を行い譲渡人と面談しました。

申請地は保全管理の状態であり、今回、申請者は太陽光発電施設を建設したいとして申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われ。

資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年10月26日付けで決定を求められたものです。

このたびの11月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,236平方メートルです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、上野の田2筆、1,236平方メートル、  
利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年12月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、農用地の客土事業に係る届出について及び報告第3号、農用地の廃土処理事業に係る工事完了届出について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該通知件数は1件です。

次に、報告第2号、農用地の客土事業に係る届出について、この届出は、地方公共団体が行う公共事業に伴い発生する土砂の廃土処理について、農地に復元されないまま転売等が行われる事態を防止するために行われる手続きであり、許可のいない届出となっております。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該届出件数は1件です。

最後に、報告第3号、農用地の廃土処理事業に係る工事完了届出について、この届出は、農用地の客土事業に係る届出の完了に伴い提出された届出であります。

このたびの11月定例会にご報告すべき当該届出件数は1件です。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会11月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時50分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年11月8日

議 長 (会 長)

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---